

島原地域広域市町村圏組合公告第2号

公募型プロポーザルの実施（公告）

島原地域広域市町村圏組合第10期介護保険事業計画策定支援業務委託について、公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和8年4月1日

島原地域広域市町村圏組合

管理者 島原市長 古川 隆三郎

1 業務概要

- (1) 業務名 島原地域広域市町村圏組合第10期介護保険事業計画策定支援業務
- (2) 業務場所 島原市
- (3) 履行期間 契約日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務内容 島原地域広域市町村圏組合第10期介護保険事業計画策定支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）、島原地域広域市町村圏組合第10期介護保険事業計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に示す内容とする。

2 参加資格

参加申込書を提出できるものは、委託業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げる全ての要件を満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 公告日現在で島原市における令和8年度の競争入札参加資格者の有資格者名簿に登録されている者であること。
- (5) 手続開始の日から当該業務の企画提案書の提出の日までの間に島原市長から指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 九州内に事業所を有する者であること。
- (7) 過去5年間に官公庁発注による同種業務の履行実績があること。
- (8) 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等

に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有するものでないこと又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

3 審査

(1) 審査方法

企画提案書等提出書類の内容を、別に定める本組合内部の選定委員会において、実施要領「（別紙）審査項目及び評価基準」に基づき審査し、審議の上、最高得点者を最優秀提案者として選定する。

なお、合計点数が最も高い者が2者以上いる場合には、見積金額の低い者を最優秀提案者として選定する。見積書の見積金額については、実施要領第2の4に記載する上限額を超えた場合は、欠格とする。

(2) 契約の締結

選定された最も優れた提案者と本業務についての契約締結の交渉を行う。その者との契約が成立しない場合は、次順位の提案者と契約締結の交渉を行う。（以降同様）

4 関係資料及び参加申込書、企画提案書等の提出方法

(1) 公告、仕様書、実施要領及び関係様式データは、下記に示す第10期介護保険事業計画のホームページに掲載する。

<http://www.shimabara-area.net/site/>

(2) 参加申込書の提出方法

① 提出方法 持参又は郵便とする。（郵送の場合は必着のこと。）

② 提出先 島原地域広域市町村圏組合 介護保険課総務企画係
〒859-1492 長崎県島原市有明町大三東戊1327 島原市役所有明庁舎3階
電話：0957-61-9101 FAX：0957-61-9104

③ 提出期間 公告日から令和8年4月15日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

④ 提出時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 企画提案書等の提出方法

① 提出方法 持参又は郵便とする。（郵送の場合は必着のこと。）

② 提出先 4(2)②に同じ

③ 提出期間 公告日から令和8年4月30日（木）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

④ 提出時間 午前8時30分から午後5時15分まで

5 その他

本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施

行令（昭和 22 年政令第 16 号）、島原市契約規則（平成 9 年島原市規則第 8 号）による。

6 問合せ先

島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 総務企画係

TEL : 0957-61-9101

FAX : 0957-61-9104